

仙台市における「行政」と「NPO」との関わりについて

年代	市民参加の沿革		
1960年代	<p>高度経済成長のひずみともい うべき公害・都市問題が多発し、 これに対し、公害反対や自然環 境破壊反対運動など、各地に抵 抗・生活防衛型の住民運動が生 まれた。</p>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;"> <p>抵 抗</p> <p>↓</p> <p>参 加</p> <p>↓</p> <p>協 働</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>行政改革の推進 (職員数の削減と事務事業の整理統合) (公共領域の民営化) 自主財源の不足 地方財源の削減</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>公共領域の担い手(公)</p> <p>↓</p> <p>縮 小</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>公共領域</p> <p>↓</p> <p>拡 大</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">市民意識の高揚 市民ニーズの多様化と高度化 地方分権による事務の増大 新たな社会問題の台頭</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>←</p> <p>→</p> </div> </div>	
1970年代	<p>マンション建設反対などの、 より身近な環境悪化が問題化 し、その一方で自治省のモデル コミュニティ事業など、地域コ ミュニティ再構築の試みが始ま り、各地のコミュニティ施策の 展開が市民参加を推進するこ ととなる。</p> <p>また、年代後半からは、市民 参加の制度化など、行政の方 にも住民運動に対する参加のル ール化が試みられるようになり、 大都市での区民会議や住民協議 会方式などの直接参加の場づく り、施設の住民管理やコミュニ ティ参加による地域づくりが進 展する。</p>		
1980年代	<p>地方自治体における住民参加 の制度化が進み、住民主体によ る対話型のまちづくりが地域社 会に定着する一方で、参加制度 の形骸化が問題化した。</p>		
1990年代	<p>各地でまちづくり条例が制定 される一方で、年代後半には民 間非営利組織のあり方が注目さ れ、行政と市民、企業が対等のパ ートナーとして取り組む「協働」と いう考え方が広がり、具体的な取 り組みが始まる。</p>		

□ 「公共領域の拡大」と「公共領域の担い手(公)の縮小」から生じるギャップに対する
地方公共団体の(一般的)対応

手法① 公共領域の担い手の(実質的な)拡大を図る。

K市の例

	職員数 (指数)		実勤務時間数 (指数)	
1999年	6611人	1.00	13,814,901時間	1.00
2000年(地方分権・元年)	6543人	0.99	13,675,269時間	0.99
2001年	6457人	0.98	13,518,869時間	0.98
2002年	6406人	0.97	13,337,189時間	0.97



公共領域が拡大しつつあるにもかかわらず、職員数の「減」に連動して職員の業務処理時間が減している。



公共領域の拡大を、いかにして埋めているのか？



対応① 職員のスキルアップ(職員研修)による

対応力強化 人材育成

対応② 業務改善による処理の効率化

対応③ 執行体制の再編による処理能力の向上 行政改革

・ 職員の適正配置

対応④ 業務の民間委託

対応⑤ 他の地方公共団体との事務の共同処理 広域行政

・ 一部事務組合

・ 広域連合

・ 合併

地方公共団体における
今日的な行政課題

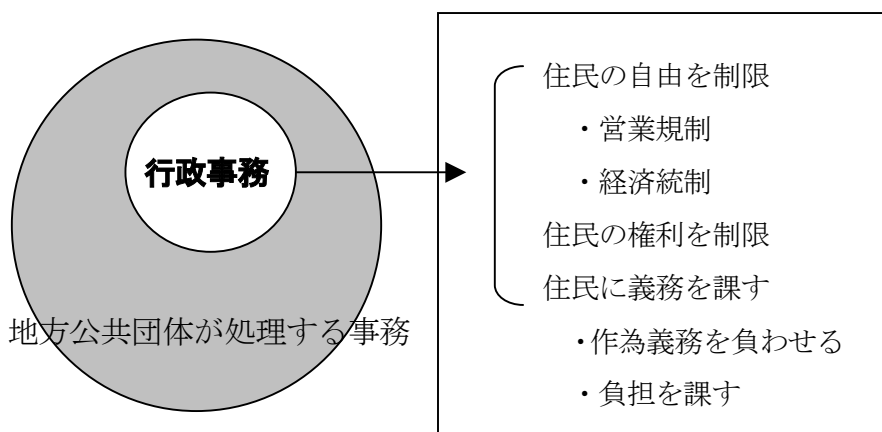
手法② 公共領域の縮小を図る。

- 国と地方公共団体間の業務分担の再編
(地方分権 → (新)新中央集権)

手法③ ギャップを埋めるNPO 等とのパートナーシップを積極的に進める。

⇒ NPO等が担う公共領域とは？

(cf.) 行政実例 (昭 28. 5. 8.) = 行政事務は権力的なものであるため、必ず地方公共団体が行わなければならない、これを私人や私的団体に委任することはできない。



行政事務の再配分

- ① シャープ報告
 - ・ 行政責任明確化の原則
 - ・ 能率の原則
 - ・ 市町村優先の原則
- ② 第9次地方制度調査会の答申 (昭 38 年)
- ③ 臨時行政調査会の答申
 - ・ 現地性の原則
 - ・ 総合性の原則
 - ・ 経済性の原則

⇒ **NPO等をパートナーと認知する地方公共団体側の取組み**

- 政策上の位置づけ
 - ・ 総合計画
 - ・ 実施計画
 - ・ 条例化

- 推進体制の整備
 - ・ 全庁横断的な推進体制
 - ・ 担当組織（総合調整機能）の設置

- **職員研修**（どのような研修が必要か？）
 - ・ 意識改革
 - ・ その他

- NPO等と協働する(分担する)メニューの選択
 - ・ 指定管理者制度の導入（3セクからの移行）

- パートナーと認知するルール
 - ・ 基準化は制度矛盾か？
 - ・ 組織認知と職員認知は別？

- NPO等の活動支援

⇒ **NPO等側のパートナーたり得る体制強化**

→ 財政基盤の強化を図る。

- ・ 税制の見直し

→ 人材育成

- ・ **職員研修**

どのような研修が必要か？

→ ネットワーク化と拠点づくり

- ・ 中間支援組織(NPOセンター等)



「公設民営型」・・・仙台市

「公設公営型」・・・神奈川県

「民設民営型」

⇒ **これらを支援するための法制度の見直し**

→ 地方自治法上の随意契約制度の見直し

□ **住民と行政との関わりは、これまで「抵抗 → 参加 → 協働」へと移り変わってきたが、協働の先には何があるか？**

- ・ 外国での先例
- ・ 国の考え

		仙台市での動き			NPO団体等の動き
		調査研究	基本方針の策定など	具体的施策の実施など	
1995年		<input type="checkbox"/> 庁外のシンクタンクとして設立された「仙台市都市総合研究機構」による「市民、企業の公益活動と官民パートナーシップに関する基礎研究報告が提出される。			
1996年		<input type="checkbox"/> NPO団体に「市民公益活動の現状や課題、行政の関与のあり方」等についての研究委託 <input type="checkbox"/> NPO団体に「市民活動団体のヒアリング調査」を委託	<input type="checkbox"/> 仙台市基本構想 の策定(構想中に市民活動支援を明文化した。)		
1997年		<input type="checkbox"/> 市民公益活動 支援策検討委員会 (市民活動関係者や学識経験者で構成)の設置	<input type="checkbox"/> 仙台市基本計画 にサポートセンター設置を明記	<input type="checkbox"/> 市民局・地域振興課・ 市民活動係 を新設(係長、主事1) <input type="checkbox"/> 関係15課長からなる庁内連絡会を設置	
1998年	<input type="checkbox"/> NPO法の施行	<input type="checkbox"/> 市民活動サポートセンター整備 市民委員会 を設置し、センターの機能や改修計画を検討する。	<input type="checkbox"/> 市民公益活動支援のための基本方針 の策定 <input type="checkbox"/> 市民公益活動の促進に関する条例 の制定	<input type="checkbox"/> 市長を本部長とした 推進本部 会議を設置 <input type="checkbox"/> サポートセンターの管理運営団体の公募→公開コンペ方式で選考	
1999年		<input type="checkbox"/> 市民公益活動 促進委員会 (学識経験者、市民活動実践者、公募委員で構成)を設置し、「市民公益活動促進のための基本方針」の策定に取り組む。		<input type="checkbox"/> 市民局・地域振興課・ 市民活動支援室 に改編(係長、主事2)し、サポートセンター内に転居(平成14年に市役所内に再転居)	<input type="checkbox"/> 仙台市市民活動サポートセンター のオープン(全国初の「公設民営」型) (設置目的) 様々な分野の市民活動団体やNPO、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をする人達やこれから活動をしようとする人達のための拠点施設であり、市民・企業・行政の協働のまちづくりを推進する。 (機能) <ol style="list-style-type: none"> 市民活動の場の提供 市民、企業、行政の連携及び交流の推進 市民活動に関する情報の収集・提供 市民活動にかかる人材の育成 市民活動に関する相談への対応 (事業実績) 市民活動人材育成講座

					(職員体制) 常務理事2、常勤職員9、非常勤職員3 (施設概要) 延べ床面積 1,800㎡、交流サロン、情報サロン、会議室、セミナーホール、事務室 (開館時間) 午前9時～午後10時
2000年		<input type="checkbox"/> 市民公益活動支援・促進策に関するアンケート調査の実施			(市民活動サポートセンターの活動) <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成講座を開催 ・ 市民活動フォーラムの開催 ・ 市民活動ハンドブックの発刊
2001年		<input type="checkbox"/> NPO事業に関する調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティビジネスの可能性調査 ・ 市民活動団体が事業を継続的に発展させていくための条件やまちづくりに果たす役割の調査 	<input type="checkbox"/> 市民公益活動促進のための基本方針調査		
2002年					
2003年			<input type="checkbox"/> 市民公益活動促進プラン21を策定		

□ 仙台市における「住民と行政の協働」の流れ

- ・ 市外部のシンクタンクにおける「市民・企業の公益活動と官民パートナーシップに関する基礎研究」が直接の発端であり、その後・・・
- 市民公益活動の実態・課題について、アンケート調査委託などを実施し、
- **仙台市基本構想**に盛り込む。

- 1 策定の趣旨 (1) ⑤ 市民と行政が連携する柔軟できめこまかないきいきとした都市づくりが必要である。また、多様性を認め合い、**責任と協働を重視する新しい市民と行政の姿**が求められてくる。
- 3 施策の基本方向 (1) ②ウ ボランティア活動を含めた幅広い市民の活動を支援する。
- 4 基本構想の推進 (1) ② 多様な分野における市民主体の公益活動を積極的にはぐくみ、**市民と行政の多面的な協働関係**を発展させる。

- 市民活動関係者、学識経験者からなる「市民公益活動支援策検討委員会」を設置し、
- **仙台市基本計画**に盛り込む。

- 4 計画推進の主体 (市民と行政の協働による都市づくり) 新しい仙台を創造する都市づくりの全体像は、**市民・企業・行政の役割分担に基づく協働と連携**なしには描き得ない。地域社会の課題については、地域が責任と権限を持って解決していくという地方分権の思想に立脚し、個性ある都市をつくりだすため、創造と選択を基調に様々な主体が柔軟に連携する都市の経営が求められる。

第3章 施策展開の基本方向 **市民の多様な活動を市民と行政が協働により進める21世紀型都市づくりに重要な役割を果たしていくものと位置づけ、地域の市民活動やそのネットワーク化の促進、交流や活動の場の確保などを図る。**

第4章 分野別計画(市民の創意を生かした個性ある地域づくり・・・多様な市民活動への支援の充実) これからの地域づくりの大きな力となる**ボランティア活動、NPO活動**を含め、**様々な市民の主体的な活動に対し、情報提供、各種相談、研修などの支援体制の強化を**図ると共に、**市民活動サポートセンター**など、**地域や分野を超えた市民の公益活動、団体相互の交流**などを支援する場を確保する。 (続く)→

第6章 都市経営(市民と行政の協働によるまちづくりの推進)

(基本目標)

- ・ 市民の創意を生かす新たな仕組みをつくりながら、**市民と行政が連携**するまちづくりを進める。
- ・ まちづくりの主体として市民が自発的な意思により行う、多様な**公益活動**を広げていく。

(基本的施策)

1 市民に開かれた行政運営の推進

- ・ 市民と行政の双方向の情報交換を可能とする広報公聴機能の充実を図るなど、**市民と行政が連携**するまちづくりを進める。
- ・ 情報システムの活用も含めた多様な手法によるきめ細かな行政情報の提供と公開を進め、市民と行政の情報の共有化を図ると共に、政策の形成や執行過程において、行政運営に関する適切な説明に務める。

2 市民の創意を生かしたまちづくりの推進

- ・ **市民と行政の多様な共同研修**の機会を創出し、都市経営の共同の担い手としての市民と行政相互の理解を深めると共に、まちづくりに関する幅広い式と行動力を兼ね備えた人材の育成を図る。

3 市民公益活動の促進

- ・ 市民が社会の様々な課題を主体的にとらえ、暮らしやまちを豊かにする自発的な活動を推進していくために、各種情報、参加の機会の提供などにより、市民意識の高揚を図る。
- ・ **市民活動サポートセンター**など、市民の主体的な活動を尊重しながら、多様な市民公益活動の展開、地域や分野を超えた市民活動相互の交流などを支援する場を確保する。

市民公益活動の促進条例(資料③)を制定し、

→ **市民公益活動支援のための基本方針(資料①)**を策定し、

→ 市長をトップとした「市民公益活動支援推進本部会議」と全課長からなる「幹事会」を設置し、

→ 市民活動関係者や学識経験者などをもって構成する「仙台市市民活動サポートセンター(公設民営の中間支援組織)」(**資料②**)を設置する。